

令和7年度補正予算 SHIFT 事業 検証機関へのご案内

2026年3月19日

(一社) 温室効果ガス審査協会

令和7年度補正予算 SHIFT 事業の第三者検証を実施するにあたり、モニタリング報告ガイドライン及び SHIFT 事業排出量検証のためのガイドラインを公開しています。このガイドラインに沿って、検証を実施してください。

一般社団法人 温室効果ガス審査会 の sf07Ho3

注：SHIFT 事業排出量検証のためのガイドライン、付属情報(1)(2)、SHIFT 事業検証報告書の記載要領は、5月末掲載予定です。

検証は基準年度（直近1年の場合と直近3年間の場合があります）を対象としています。SHIFT 登録システムがなくなりましたので、目標年度の検証は実施しません。基準年度データは、申請書の CO2 排出量計算書の「基準年度活動量（工場・事業場全体）」と「基準年度活動量（主要システム系統）」に記載されています。申請書に含まれない必要データがある場合事業者を確認し入手願います。

第三者検証に関する検証ガイドラインおよび書式については、以下のページに掲載の資料をご参照ください。なお、当該資料は令和6年度まで実施されていた SHIFT 事業におけるものです。年度、事業名等、適宜今年度の状況に合わせてご利用ください。

一般社団法人 温室効果ガス審査会 の sf07Ho21～sf07Ho26（5月末掲載予定）

なお、厳密にガイドライン等に従って検証を実施することが困難な場合、事業者と相談し、留意事項として残していただいております。

不明な点がございましたら、以下の URL 掲載の問い合わせ票に記入の上、件名を「第三者検証問合せ」として、メール添付にて以下にお問い合わせください。

一般社団法人 温室効果ガス審査会

お問い合わせ先：(一社) 温室効果ガス審査協会 (GAJ) 事業運営センター 事業部 宛て

以上

sf07Ho20

よくあるご質問 (FAQ)

Q1：検証対象は基準年度排出量ですか？ 目標年度の排出量の検証は必要ですか？

A1：基準年度排出量が検証の対象です。目標年度の排出量の検証は不要です。

Q2：検証結果報告書はどこに提出しますか？

A2：検証結果報告書及び関連資料は、審査依頼者（原則として SHIFT 事業の代表事業者）に提出してください。代表事業者が当協会に提出します。

Q3：検証結果報告書の様式はありますか？

A3：特に指定していません。検証機関で使用する様式でも結構です。または、ホームページに掲載の「SHIFT 事業検証報告書の記載要領」に記載の文例を参照してください。また、附属情報（1）、付属情報（2）を利用いただいても構いません。

Q4：検証の対象はどの書類ですか？ 申請書の基準年度排出量の計算シートには非エネルギー起源排出量や少量排出量などが含まれていません。どう対応すればよいですか？

A4：申請書の基準年度排出量のシートが検証対象です。このシートに含まれない排出量は、同様の計算シート（コピー等）を作成してください。少量排出量はモニタリング報告ガイドラインに記載の通り算定対象外です。

Q5：SHIFT 事業には工場・事業場全体での採択と、主要なシステム系統での採択があります。検証対象はどちらですか？

A5：工場・事業場全体を対象として検証してください。主要なシステム系統の検証は不要です。

Q6：代表事業者は毎年第三者検証を実施しています。基準年度排出量の検証を交付決定前に実施した場合、有効ですか？

A6：基準年度排出量の検証であれば有効です。ただし、SHIFT 事業モニタリング報告ガイドライン及び SHIFT 事業排出量検証のためのガイドラインに準拠した検証であることが必要です。

Q5：中小企業で第三者検証を依頼されました。どのように対応すればよいですか？

A5：大企業と同様に SHIFT 事業モニタリング報告ガイドラインと SHIFT 事業排出量検証のためのガイドラインに準拠して実施してください。検証報告書は依頼された事業者に提出してください。当協会に提出する必要はありません。

注：SHIFT 事業排出量検証のためのガイドライン、付属情報（1）（2）、SHIFT 事業検証報告書の記載要領は、5 月末掲載予定です。

以上